

令和4年度 社会福祉施設監査 実施結果

※保育所、認定こども園分

実施日	法人・会社名等	事業種別	保育所名	項目	指摘事項	指摘内容等	根拠法等	改善状況
令和4年8月2日	(有)エフエス	地域型 (小規模A)	サンフラワー保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	土曜日の開所時間において、保育士1名と保育補助者(無資格者)1名を配置し、複数配置としていた。保育士による複数配置とすること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条	改善済
令和4年8月25日	グローバルラブ(株)	地域型 (小規模A)	Ribbon保育園かまた	職員配置の状況	保育士の適正配置	土曜日の開所時間において、保育士1名と調理員(無資格者)1名を配置し、複数配置としている時間帯があることを確認した。児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる時間帯について、当該保育士に加えて、当市が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置しなければならないため改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条、附則第6条	改善済
令和4年8月25日	グローバルラブ(株)	地域型 (小規模A)	Ribbon保育園かまた	職員の確保及び定着化の取組状況	職員の確保・定着化	パート保育士1名について、雇用契約書上の勤務場所と実際の勤務場所が異なっていることを確認した。契約書の勤務場所は実態と合わせることを確認した。	「労基法施行規則」第5条、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第6条	改善済
令和4年8月25日	グローバルラブ(株)	地域型 (小規模A)	Ribbon保育園かまた	給食の状況	給食の適切な実施	8月13日、15日において利用乳幼児が1名だったため、自園給食を行わず、市販の弁当を購入し提供していたことを確認した。利用乳幼児に食事を提供するときは、事業所内で調理する方法で行うこと。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第15条	改善済
令和4年8月25日	くるみドリーム(株)	地域型 (小規模A)	くるみ保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	朝・夕の必要保育士が2人となる時間帯について、保育士1人で対応していることを確認した。 朝・夕の時間帯であっても、保育士2人又は、保育士1人に加えて市長が認めた保育補助者1人が必要であるため改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条、附則第6条	改善済
令和4年8月25日	くるみドリーム(株)	地域型 (小規模A)	くるみ保育園	児童健康管理の状況	健康診断の実施と事後措置	健康診断について、入所時の健康診断が健康調査のみで、実施していないことを確認した。 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないので、改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第17条	改善済
令和4年8月30日	個人	地域型 (小規模A)	ひばり音楽幼稚園	給食の状況	給食の適切な実施	乳アレルギーの児童の除去食を実施していたが、保護者とのやりとりで、少量ずつ提供していることを確認した。また、医師の指示書は徴取していたが、除去食実施申請書は徴していなかった。アレルギー除去食の提供は、「完全除去」か「完全解除」で実施するため、医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和4年9月1日	かぜの子保育園(株)	地域型 (小規模A)	かぜの子保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	土曜日の保育時間における保育士配置について、職員(保育士)の休憩時間等に一部配置基準に抵触する時間帯があることを確認した。今後、改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条	改善済
令和4年9月2日	あおぞら(株)	地域型 (小規模A)	あおぞら保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	土曜日の保育士休憩時間に保育従事者が1人になることを確認した。休憩時間帯及び給食調理時間帯は、保育に従事しているとは認められないので改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条	改善済
令和4年9月2日	あおぞら(株)	地域型 (小規模A)	あおぞら保育園	安全管理の状況	事故防止対策	トイレの棚の上のかご等の落下による事故の可能性が確認された。転倒・落下防止等、事故防止対策を適切に講じること。	「児童福祉施設等における児童の安全確保について」(H13.6.15雇児総発第402号) 「保育所保育指針」第3章3	改善済
令和4年9月2日	あおぞら(株)	地域型 (小規模A)	あおぞら保育園	安全管理の状況	防火管理者の選任と消防計画に基づいた訓練	避難訓練及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回、これを行わなければならないとなっているが、消火器点検はしているものの訓練の記録がなく、実施の有無について確認できなかった。 今後は毎月実施しその記録を残しておくこと。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条2項	改善済
令和4年9月2日	あおぞら(株)	地域型 (小規模A)	あおぞら保育園	児童健康管理の状況	乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策	午睡時の睡眠チェックを適正に実施していないことを確認した。5分又は10分おきに呼吸、顔色等の確認をしておらず、チェック表の記入もされていなかった。乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策を講じること。	「保育所保育指針」第3章、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」、「睡眠時の事故発生防止のための取組みの徹底について」(通知)2幼保第1120号 令和3年2月3日	改善済
令和4年9月2日	個人	地域型 (小規模A)	野田町さくら保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	朝・夕の時間帯において、保育士1人と保育補助者(無資格者)1人を配置し、複数配置としていた。朝・夕の時間帯であっても、当該保育士に加えて、当市が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置しなければならないため改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条、附則第6条	改善済
令和4年9月2日	個人	地域型 (小規模A)	野田町さくら保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	土曜日の開所時間において、保育士1人と保育補助者(無資格者)1人を配置し、複数配置としていた。児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる時間帯について、当該保育士に加えて、当市が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置しなければならないため改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条、附則第6条	改善済
令和4年9月2日	個人	地域型 (小規模A)	野田町さくら保育園	給食の状況	給食の適切な実施	アレルギー除去食の実施において、医師の指示書、アレルギー除去食実施申請書等がなかった。アレルギー除去食の実施は医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章1、2	改善済
令和4年9月6日	(株)サークルエイト	地域型 (小規模A)	スクルドエンジェル 保育園福島園	職員配置の状況	保育士の適正配置	土曜日の保育士休憩時間に保育従事者が1人になることを確認した。休憩時間帯及び給食調理時間帯は、保育に従事しているとは認められないので改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条	改善済
令和4年9月6日	(株)ニチイ学館	地域型 (小規模A)	ニチイキッズ 福島みなみ保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	土曜日の朝・夕に児童が1人となった時間帯において、保育士1人のみの配置としており、保育補助者の配置をしていなかった。朝・夕の時間帯であっても、当該保育士に加えて、当市が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置しなければならないため改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条、附則第6条	改善済
令和4年9月8日	(特非)森のほいくえん 野の子	地域型 (小規模A)	森のほいくえん野の子	職員配置の状況	保育士の適正配置	最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則である。最低基準上の保育士の定数の一部に短時間勤務の保育士を充てる場合でも、常勤保育士が各クラスに1名以上(乳児を含むクラスで、必要保育士数が2名以上の場合は2名以上)配置されていることが必要であるため改めること。	「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(R3.3.31 2幼保第1340号)	改善済

令和4年度 社会福祉施設監査 実施結果

※保育所、認定こども園分

実施日	法人・会社名等	事業種別	保育所名	項目	指摘事項	指摘内容等	根拠法等	改善状況
令和4年9月14日	(社福)矜持福祉会	地域型 (小規模A)	そっりーぞ園	保育時間・開所日数等の状況	教育・保育時間及び開園時間	土曜日に同法人内連携施設において共同保育を行っていたが、所管課と十分に協議せず、重要事項を記した文書等に記載もなかった。共同保育の実施に当たっては通知に示された事項について留意し、適切な運用に努めること。	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日 内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課 事務連絡)	改善済
令和4年9月14日	(社福)矜持福祉会	地域型 (小規模A)	そっりーぞ園	会計処理の状況	保護者等からの費用徴収	運営規程に特別延長保育料として「1時間につき250円を徴収する」旨記載があった。現在その徴収をしていないとのことだが、開所時間を超えての園としての対応に対して、保護者から費用を徴収することは不適切であるため改めること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第17条第2項、同第37条	改善済
令和4年9月15日	(株)佐藤商会	地域型 (小規模A)	キッズフィールド ささや園	会計処理の状況	保護者等からの費用徴収	利用者にボックスティッシュ、ウェットティッシュの持参を求めていることを確認した。公定価格の基本分単価に「保健衛生費」が含まれていることから、通常の教育・保育で使用する生活衛生用品等を持参させていることは、実質的な費用負担となり適切ではないため改めること。	「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条	改善済
令和4年9月27日	(株)DCT	地域型 (小規模A)	ベビーホームゆりかご	職員配置の状況	保育士の適正配置	土曜日の保育時間における保育士配置について、職員(保育士)の休憩時間等に一部配置基準に抵触する時間帯があることを確認した。休憩時間についても代替で勤務する保育従事者を配置するなど、配置基準で必要となる保育従事者の配置が必要となることに留意すること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条附則第6条、「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」(平成28年2月18日付雇児発0218第2号)	改善済
令和4年9月27日	(株)DCT	地域型 (小規模A)	ベビーホームゆりかご	諸規程の整備・運用状況	職員関係の帳簿整備	雇用契約を締結しないまま給与の支払いをしている職員がいることを確認した。労働条件通知書等を交付する等して、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示すること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第19条、「労働基準法」第15条、「労働基準法施行規則」第5条	改善済
令和4年10月11日	(社福)おかやま福祉会	私立幼保連携型 認定こども園	認定こども園 おかやまこども園	職員配置の状況	保育士の適正配置	0歳児10人に対して、保育教諭の配置が3人であることを確認した。開園時間内のすべての時間帯において保育児童数に応じた保育教諭の数の基準を満たし、かつ、1か月間の勤務体制を組める数の保育教諭を確保すること。	「福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第6条	改善済
令和4年10月11日	(社福)おかやま福祉会	私立幼保連携型 認定こども園	認定こども園 おかやまこども園	給食の状況	給食の適切な実施	アレルギー対応給食の提供について、解除申請書を徴していないことを確認した。保育所におけるアレルギー対応は、安全・安心な生活を送ることができるよう、適切に実施すること。	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第3章第1、3(3)、「保育所におけるアレルギーガイドライン」第I部3(1))	改善済
令和4年10月11日	(社福)常照福祉会	私立幼保連携型 認定こども園	認定こども園 にわかこども園	給食の状況	給食の適切な実施	アレルギー除去食の実施において、医師が記入する「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」がなかった。アレルギー除去食の実施は「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づいて適切に実施すること。	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第3章第1、3(3)、「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」1(6)、「保育所におけるアレルギーガイドライン」第I部3(1))	改善済
令和4年10月13日	(学法)福島文化学園	私立幼稚園型 認定こども園	認定こども園 今、ここ。瀬上	安全管理の状況	防火管理者の選任と消防計画に基づいた訓練	避難訓練については、年2回実施していることを確認したが、消火訓練については未実施だった。消火訓練についても実施し、記録に残すこと。(消火器使用方法の講習など確認の徹底を含む。)	「消防法施行令」第3条の2第2項、「消防法」第3条、「消防法施行規則」第3条第10項	改善済
令和4年10月13日	(学法)福島文化学園	私立幼稚園型 認定こども園	認定こども園 今、ここ。瀬上	児童健康管理の状況	健康診断の実施と事後措置	健康診断については、年1回の定期健診のみ実施しているが、2号認定及び3号認定児においては、入園時及び年2回の定期検診を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。	「福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第7条、「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第16条、「保育所保育指針」第3章1、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第3章第1節	改善済
令和4年10月20日	(社福)泉福祉会	認可保育所	たんぼぼ保育園	給食の状況	給食の適切な実施	アレルギー除去食の実施において、医師(子供のかかりつけ医)が記入する「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)」を徴していなかった。アレルギー除去食の実施は適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2(2)ウ、「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」1(6)	改善済
令和4年10月27日	(社福)誠信会	認可保育所	ひかりの子保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	平日の午前7時30分から午前8時30分までの間、必要となる保育士数を下回る保育士が配置されていることを確認したため、必要となる保育士数を配置するよう改めること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条	改善済
令和4年11月1日	(社福)矜持福祉会	認可保育所	てぞーろ保育園	施設設備の状況	施設設備の最低基準	2歳以上の入所児童数が、屋外遊戯場の面積基準に抵触しているため改めること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条第1項5号	改善済
令和4年11月10日	(社福)あいあい福祉会	認可保育所	あいあい保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	1歳児13人に対して、保育士1人で午睡チェック等の見守りをしていたことを確認した。開園時間内のすべての時間帯において、常時、保育児童数に応じた保育士の数の基準を満たすこと。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条	改善済
令和4年11月24日	(学法)白百合学園	私立幼稚園型 認定こども園	認定こども園 白百合幼稚園	児童健康管理の状況	健康診断の実施と事後措置	健康診断については、年1回の定期健診のみ実施しているが、2号認定及び3号認定児においては、入園時及び年2回の定期検診(尿検査を含む)を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。	「福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第7条、「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第16条、「保育所保育指針」第3章1、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第3章第1節	改善済
令和4年11月28日	(社福)ゆかり福祉会	認可保育所	福島ゆかり保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	ヒアリング及び監査資料における時間帯別保育士配置表上、0歳児、1歳児、2歳児クラスの入所児童に対する職員配置について、職員個々の休憩時間には最低基準に抵触していることを確認した。開園時間内のすべての時間帯において、常時、保育児童数に応じた保育士の数の基準を満たすこと。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条	改善済

令和4年度 社会福祉施設監査 実施結果

※保育所、認定こども園分

実施日	法人・会社名等	事業種別	保育所名	項目	指摘事項	指摘内容等	根拠法等	改善状況
令和4年12月19日	(社福)愛和会	認可保育所	のぞみの森保育園	児童健康管理の状況	健康診断の実施と事後措置	入所時の健康診断において、児童1名の実施が確認できなかった。適正に実施すること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第16条	改善済
令和5年1月5日	(社福)北信福祉会	認可保育所	ほくしん保育園	施設設備の状況	認可の変更届	平成30年に増築した際に、認可の変更届を提出していないことを確認した。早急に幼稚園・保育課に変更届を提出するようにすること。	「児童福祉法施行規則」第37条第6項	改善済
令和5年1月12日	(社福)聖母愛真会	認可保育所	こじか保育園	職員配置の状況	保育士の適正配置	施設巡回時、3・4歳児32名の午睡中、保育士1名の配置により保育していることを確認した。職員の休憩時間取得によるものだが、開園時間内のすべての時間帯において、常時、保育児童数に応じた保育士配置基準を満たすこと。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条	改善済
令和5年1月16日	(株)ペンギンエデュケーション	地域型(小規模A)	ペンギンナーサリー スクールふくしま	施設設備の状況	施設設備の最低基準	1歳児クラスにおいて、10名の児童を保育していることを確認した。当該保育室の面積は32.57㎡であり、年度当初については、利用乳幼児数に対する面積を確保していないため、今後においては改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第28条第1項	改善済
令和5年1月17日	(社福)福島福祉施設協会	認可保育所	飯坂保育所	安全管理の状況	事故防止対策	骨折を伴う事故が発生しているのを確認した。国通知及び市事故報告フローに基づき、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、市ホームページ等に掲載してある既定の報告様式により報告すること。	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110号、子子発1110号第1号、子家発1110第1号通知)、「事故報告フロー通知について」(令和2年6月22日付け幼稚園・保育課長事務連絡)	改善済
令和5年1月31日	福島市	公立保育所	蓬莱第二保育所	施設設備の状況	施設設備の最低基準	4月時点において、1歳児の入所児童数が面積基準に抵触しているため、今後改めること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条	改善済
令和5年2月1日	(社福)わたり福祉会	認可保育所	さくら保育園	給食の状況	調理業務手法や調理業務委託の適正化	検便検査については、常勤の調理従事者4名のみの実施だったが、パートタイムの調理従事者についても実施すること。	「大量調理施設衛生管理マニュアル」(H9.3衛食第85号別添)Ⅱ5(4)③	改善済
令和5年2月2日	福島市	公立保育所	東浜保育所	施設設備の状況	施設設備の最低基準	1歳児の入所児童数が面積基準に抵触しているため改めること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条	改善済
令和5年2月7日	福島市	公立保育所	平野保育所	給食の状況	給食の適切な実施	アレルギー対応給食の提供について、食物アレルギー用給食(実施)申請書、生活管理指導表を徴取していないことを確認した。保育所におけるアレルギー対応は、安全・安心な生活を送ることができるよう、適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和5年2月8日	(学法)福島愛隣学園	私立幼稚園型認定こども園	認定こども園 福島愛隣幼稚園	安全管理の状況	医薬品等の整備と管理	保育室内のアルコール消毒液が、子どもの手の届く場所に保管されていた。乳幼児の安全確保の観点から、適正に管理すること。	「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第32条1、「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第14条第4項	改善済
令和5年2月8日	(学法)福島愛隣学園	私立幼稚園型認定こども園	認定こども園 福島愛隣幼稚園	児童健康管理の状況	健康診断の実施と事後措置	健康診断については、年1回の定期健診のみ実施しているが、2号認定及び3号認定児においては、入所時の健康診断、少なくとも年に2回の定期検診を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。	「福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第7条、「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第16条、「保育所保育指針」第3章1、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第3章第1節	改善済
令和5年2月13日	(学法)福島文化学園	私立幼稚園型認定こども園	認定こども園 今、ここ。笹谷	安全管理の状況	防火管理者の選任と消防計画に基づいた訓練	避難訓練については、年2回実施していることを確認したが、消火訓練については年1回の実施であった。消火訓練についても2回実施し、記録に残すこと。(消火器使用方法の講習など確認の徹底を含む。)	「消防法施行令」第3条の2第2項、「消防法」第3条、「消防法施行規則」第3条第10項	改善済
令和5年2月13日	(学法)福島文化学園	私立幼稚園型認定こども園	認定こども園 今、ここ。笹谷	児童健康管理の状況	健康診断の実施と事後措置	健康診断については、年1回の定期健診のみ実施しているが、2号認定及び3号認定児においては、入所時の健康診断、少なくとも年に2回の定期検診を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。	「福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第7条、「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第16条、「保育所保育指針」第3章1、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第3章第1節	改善済
令和5年2月15日	(学法)福島文化学園	私立幼稚園型認定こども園	認定こども園 今、ここ。宮町	児童健康管理の状況	健康診断の実施と事後措置	健康診断については、年1回の定期健診のみ実施しているが、2号認定及び3号認定児においては、入所時の健康診断、少なくとも年に2回の定期検診を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。	「福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第7条、「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第16条、「保育所保育指針」第3章1、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第3章第1節	改善済
令和5年2月15日	(学法)福島文化学園	私立幼稚園型認定こども園	認定こども園 今、ここ。宮町	給食の状況	給食の適切な実施	卵アレルギーの児童について、加熱卵「可」との指示書のもと提供していることを確認した。アレルギー除去食の提供は、「完全除去」か「完全解除」で実施するため、生活管理指導表(診断書)に従って適切に実施すること。	「教育保育要領」第3章第2節6	改善済